

【育休後 — 部分休業】

Q20： 部分休業と育児休業の違いは？

A20： 一定の期間職務に従事しない育児休業とは異なり、部分休業は、1日の勤務時間の一部又は全部について育児のために勤務しないことを認める制度で、勤務しながらの育児が可能です。

- 子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するための制度として、育児休業法では育児休業制度のほかに、部分休業制度を定めています。
- 部分休業制度とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を育児休業を取得せず養育しつつ勤務する場合、公務に支障のない範囲で1日の勤務時間の一部又は全部を勤務しないことを認めることにより、仕事と育児の両立、調和が図られるとの趣旨から設けられているものです。
- この制度のメリットとしては、職員は仕事をしながら育児ができるため一定の所得が得られること及び長期休業後の職場復帰への不安が少ないこと等があります。

Q21： 部分休業はいつ、誰に請求するの？

A21： 所定の様式に必要書類を添付のうえ、部分休業を始めようとする1月前までに校長に提出して下さい。

- 部分休業は、育児時間と併せて取得されることが多いと思いますが、取得方法については1日単位、また、朝夕に分割して行うこともできます。
- 「1日につき2時間以内」取得可能とする部分休業を「第1号部分休業」、「1年につき10日以内」取得可能とする部分休業を「第2号部分休業」としています。
- 育児休業の前後に、また、反復継続して部分休業を行うことができますが、学校の業務への影響等を考慮して、その承認の請求は、必要な期間及び時間を一括して行って下さい。

○ なお、上記にあります「所定の様式」及び「必要書類」については、下記のとおりですが、併せて「県立学校職員の育児休業制度等に関する取扱要領」を参照して下さい。

① 所定の様式

部分休業等承認請求書（様式 3）

② 添付書類

母子健康手帳、戸籍謄本等当該請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明するもの

Q22： 部分休業はだれでも取得できるの？

A22： 小学校就学の始期に達するまでの子を持つ一般職の男女の非常勤職員で、任命権者が同じである職に引き続き在職した期間が 1 年以上である方は、取得できます。

○ 育児休業法第 19 条第 1 項には、「任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。次項において同じ。）は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。」と規定されています。

Q23： 部分休業をすることができる時間は？

A23： 当該非常勤職員の1日の所定の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内となります。

- 育児休業法第19条第1項には、「1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について部分休業を承認することができる」と規定されており、また、育児休業条例第25条には、「部分休業の承認は、30分を単位として行うもの」と規定されています。
 - また、育児休業条例第25条第3項において、「当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。」と規定されています。
 - 部分休業と年次有給休暇等を併用して取得し、1日勤務しないこととすることも可能です。
 - 部分休業の承認は、4月1日から翌年3月31日の間において、以下の2パターンのいずれかで行います。
 - ① 1日を通じて2時間を超えない範囲内で、必要とされる時間について30分を単位として行う。（第1号部分休業）
 - ② 年間を通じて、1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間を超えない範囲内で、必要とされる時間について1時間単位として行う。（第2号部分休業）
- 令和7年度においては、10月1日から翌年3月31日の間において、以下の2パターンのいずれかで行います。
- ① 1日を通じて2時間を超えない範囲内で、必要とされる時間について30分を単位として行う。（第1号部分休業）
 - ② 年間を通じて1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た時間を超えない範囲内で、必要とされる時間について1時間単位として行う。（第2号部分休業）

- 第1号部分休業の承認は、その職員の1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、必要とされる時間について30分を単位として行います。ただし、育児時間又は介護時間を既に承認されている職員については、取得可能時間から当該育児時間又は介護時間を減じた時間について第1号部分休業の承認がなされます。（第1号部分休業と育児時間と介護時間を併用する場合は、合計2時間までしか取得できません）

例1：1日の所定の勤務時間が6時間45分の非常勤職員の第1号部分休業取得可能時間は…

$$6時間45分 - 5時間45分 = 1時間$$

例2：1日の所定の勤務時間が6時間45分の非常勤職員で、1日1回30分の育児時間を取得している職員の第1号部分休業取得可能時間は…

$$6時間45分 - 5時間45分 = 1時間 \text{ の範囲内で、かつ } 2時間 - 30分 = 1時間30分 \text{ を超えない範囲内} \\ = 1時間$$

- 第2号部分休業の承認は、その職員の1日につき定められた勤務時間に10を乗じて得た時間を超えない範囲内で、必要とされる時間について1時間を単位として行います。

ただし、以下の場合においては、例外的に以下に掲げる時間数を請求できるものとします。

ア 1回の勤務に割り振られている勤務時間に1時間未満の端数があり、職員がその勤務時間の全てについて承認を請求した場合…「割り振られた勤務時間数」

イ 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数があり、職員がその残時間数の全てについて請求した場合…「残時間数」

例1：1日の所定の勤務時間が6時間45分の非常勤職員の第2号部分休業取得可能時間は…

$$6時間45分 \times 10 = 67時間30分$$

例2：1日の所定の勤務時間が6時間45分の非常勤職員が、1日の勤務時間の全てについて第2号部分休業を取得する場合…

取得時間数は6時間45分でカウント

Q24： 配偶者が専業主婦（夫）等である場合も、部分休業が取得できるの？

A24： 取得できます。

- 夫婦が共に職員である場合、それぞれが1日の所定の勤務時間から5時間45分を減じた時間まで第1号部分休業をすることができます。また、夫婦が同一日同一時間に、第1号部分休業をすることができます。
- 第2号部分休業は、年間を通じて1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間を超えない範囲内で、必要とされる時間について1時間単位として行うことができます。
- 配偶者が専業主婦（夫）である場合や産後休暇、育児休業、育児短時間勤務をしている場合であっても、職員は部分休業をすることができます。

Q25： 部分休業について、年度途中で取得パターンの変更はできるの？

A25： 原則は認められません。

- 職員が年度途中で請求パターンの申出の内容を変更することができる特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ子の養育に著しい支障が生じる場合としています。